横浜市行政不服審査会答申 (第79号)

令和元年11月19日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「平成31年度市民税・県民税賦課決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、泉区長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に対して、平成31年度市民税・県民税賦課決定処分(令和元年6月3日付け。以下「本件処分」という。)をしたところ、審査請求人が、年収が170万円(うち年金収入は40万円)増加したものの、年金額に限れば年金収入の35%の税金が課税されたことを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をしたものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、 次のように要約される。

審査請求人の平成29年分の雑収入(公的年金等の収入額)と、平成30年分の雑収入(公的年金等の収入額)を比較すると、わずか40万円ほどの増額であった。それにもかかわらず、平成30年度における審査請求人の市民税・県民税は0円であったのと比較し、平成31年度には35%もの市民税・県民税が賦課されており、本件処分は違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件処分は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号。以下「県税条例」という。) 及び横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「市税条例」という。) に定める手続に従い、適法かつ正当に行われた処分である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判

断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 市民税・県民税の金額算出方法について

ア 法は、賦課期日現在、市内に住所を有する個人に対して、所得割額及び 均等割額の合計額によって市民税・県民税を課すこととしている(法第 23条、第24条第1項第1号、第39条、第41条第1項、第292条、第294 条第1項第1号及び第318条)。

審査請求人は平成31年1月1日に泉区に住所を有していたため、泉区 長が審査請求人に市民税・県民税を賦課することは、適法である。

イ 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされる(法第313条第1項)。総所得金額とは、 給与所得や雑所得等の合計額とされる(法第313条第2項並びに所得税法 (昭和40年法律第33号)第22条、第28条及び第35条)。

給与所得の金額は、その年中の給与等(俸給、給料、賃金、歳費及び賞 与並びにこれらの性質を有する給与)の収入金額から給与所得控除額を控 除した残額である(同法第28条第1項及び第2項)。

審査請求人の平成 30 年中の給与等は 3,446,671 円 (給与支払報告書) であるところ、給与所得控除後の給与等の所得は、2,230,800 円となる(同 法第 28 条第 4 項)。

雑所得の金額は、その年中の公的年金等の収入額から公的年金等控除額を控除した残額と、その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額である(同法第35条第2項)。公的年金等控除額は、50万円と、その年中の公的年金等の収入金額から50万円を控除した残額が360万円以下である場合は当該残額の100分の25に相当する額の合計額となる(同条第4項)が、当該合計額が120万円に満たない場合は120万円となる(審査請求人が65歳以上であることから、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の15の3第1項が適用される。)。

審査請求人の公的年金等の収入額は厚生労働省年金局支払分が2,640,042円(公的年金等支払報告書)、企業年金連合会支払分が400円(公的年金支払報告書)であり、公的年金控除額は120万円となる。審査請求人には他に雑所得がないため、審査請求人の雑所得は1,440,442円となる。以上により、審査請求人の総所得金額は、給与所得2,230,800円と雑所得1,440,442円の合計額3,671,242円となる。

ウ 所得割に納税義務者が法第 314 条の2第1項各号のいずれかに掲げる 者に該当する場合、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得 について算定した総所得金額から控除する(同項)。

これらの控除について、確定申告書及び給与支払報告書に従い、医療費控除として96,890円(同項第2号)、社会保険料控除として599,599円(同項第3号)、生命保険料控除として61,919円(同項第5号)、地震保険料控除として12,136円(同項第5号の3)、配偶者控除として330,000円(同項第10号)及び基礎控除(同項第10号の2)として330,000円が控除される。総所得金額3,671,242円から、前述の所得控除額合計額1,430,544円を引き、端数処理(法第20条の4の2第1項)を行って算出した課税総所得額は、2,240,000円となる。

エ 同課税総所得額に、市民税所得割の税率 (100 分の8 (法第 314 条の3 及び地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19)) 及び県民税所得割の税率 (100 分の 2.025 (法第 35 条、県税条例附則第 42 項第 1 号及び地方自治法第 252 条の 19)) を乗じた金額が、所得割額となる。

審査請求人の市民税所得割額は 179,200 円、県民税所得割額は 45,360 円となる。

オ 所得割の納税義務者は、所得割額から、法第 314 条の6 各号及び法第 37 条各号の区分に応じ、調整控除がなされる。

本件では、審査請求人の合計課税所得金額が200万円を超えるため、法第314条の6第2号及び地方自治法第252条の19に基づき、算出市民税所得割額から2,000円が控除され、市民税所得割額は177,200円となる。また、同様に、法第37条第2号及び地方自治法第252条の19に基づき算出県民税所得額から500円が控除され、44,860円となり、端数処理(法第20の4の2第3項)を行った結果、県民税所得割額は44,800円となる。

- カ 前記アの均等割額は、市民税が年額 4,400 円(法第 310 条、市税条例附 則第 9 条の 4 の 2 及び横浜みどり税条例(平成 20 年 12 月横浜市条例第 51 号))、県民税が 1,800 円(法第 38 条及び県税条例附則第 42 項第 2 号) となる。
- キ 市民税の所得割額 177,200 円及び均等割額 4,400 円を合算すると 181,600 円となり、県民税の所得割額 44,800 円及び均等割額 1,800 円を合算すると 46,600 円となり、市民税及び県民税の合計額は 228,200 円となる。
- ク 以上により、審査請求人の市民税及び県民税の計算方法は法をはじめと した法令に則ったものであり、その算出において不当なところもない。
- (2) 市民税・県民税の徴収方法について
 - ア 市民税・県民税の徴収方法は、徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収する普通徴収(法第1条第1項第7号) と、地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その 徴収すべき税金を納入させる特別徴収(同項第9号)がある。
 - イ 納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(以下「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、原則として特別徴収の方法によって徴収するものとされている(法第321条の3第1項及び市税条例第33条の2第1項)。

審査請求人の平成 30 年中の給与所得に係る所得割額は、市民税が60,000 円、県民税が15,200 円であり、均等割額は市民税が4,400 円、県民税が1,800 円である。同合計額は81,400 円であり、同額について給与特別徴収として賦課決定が行われている。

ウ 納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、 当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以 上の者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町 村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所 得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を前記イの 特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得 に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収するものとされる。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる(法第321条の7の2第1項及び市税条例第33条の5の2第1項)。

審査請求人の平成 30 年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額は、 市民税が 117,200 円、県民税が 29,600 円であり、同額の合計額の 2 分の 1 は 73,400 円であり、同額について年金特別徴収として賦課決定がなさ れている。

エ 前記ウの特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税の うち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係 る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控 除した額を法第 320 条の納期のうち当該年度の初日からその日の属する 年の9月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって 徴収するものとするとされる(法第 321 条の7の2第3項及び市税条例第 33条の5の2第3項)。

審査請求人の個人の市民税・県民税のうち、公的年金等に係る所得に関する所得割額及び均等割額の合計額から前記ウの特別徴収税額を控除した73,400円について、普通徴収の方法によって賦課決定がなされている。

- オ 以上により、審査請求人の市民税及び県民税の徴収方法は法をはじめと した法令に則ったものであり、その選択及び計算において不当なところも ない。
- (3) なお、審査請求人が「年金に限ってみれば、わずか 40 万ほどの増額で 29 年度は 0 円だったものが、30 年度は年金収入の 35%もの税金が課税されることには承服しかねます」と、市民税・県民税の徴収方法についても不服としているため、この点についても検討する。前期において、審査請求人が「29 年度」というのは、平成 30 年度になされた市民税・県民税賦課決定処分、

同人が「30年度」というのは、本件処分のことであると思料する。

平成30年度になされた市民税・県民税賦課決定処分については、賦課決定がなされた94,400円全額が給与特別徴収の方法によって徴収されており、年金特別徴収及び普通徴収の方法では徴収されていない。

これは、処分庁が、平成30年度になされた市民税・県民税賦課決定処分の徴収においては、法第321条の3第2項に基づき、給与所得以外の所得に係る所得割額を、給与特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収し、年金特別徴収及び普通徴収の方法で徴収しなかったものである。したがって、年金特別徴収額のみを比較すると、本件処分による年金特別徴収額が大きく増額しているのである。

しかし、平成30年度になされた市民税・県民税賦課決定処分の徴収と本件処分を比較すると、本件処分では、逆に給与特別徴収の額は少なくなっており、徴収額全体が大幅に上がったわけではない。

以上により、市民税・県民税の徴収方法についても、適法かつ正当に選択されていると認められ、本件処分の適法性及び正当性に影響を及ぼさない。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年7月3日	・審査請求書(副本)の送付及び弁明書の提出等依頼
令和元年7月24日	・弁明書及び証拠書類の受理
令和元年7月30日	・弁明書(副本)の送付及び反論書の提出等依頼
令和元年8月23日	・反論書の提出の再依頼
令和元年9月6日	・物件提出の依頼
令和元年9月11日	・物件の受理
令和元年10月8日	・物件提出のお知らせ
令和元年10月15日	・審理手続の終結
令和元年10月21日	・審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和元年10月29日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理・調査審議
令和元年11月19日	・調査審議